

平成23年7月25日

被告は、本書面において、平成23年6月22日付原告第2準備書面（以下単に「原告第2準備書面」という。）に関し、主張を補充し、または反論する。なお、名誉毀損事件における真実性の証明に関しては、重要な部分につき真実性の証明があれば足りるとされているので（最判昭58・10・20 民集140号177頁）、本書面では本件番組の重要な部分に関して主張の補充・反論を行うものとする。

第1 本件番組は、遺骨が混入していると断定したものでなく、その疑いがあることを摘示したものである

1 疑惑の存在を摘示していること

（断定をせず、疑いがあることを摘示したこと）

準備書面1第1の1において述べたとおり、本件番組のタイトルは「“疑惑の遺骨”を追え」であり、本件番組のタイトルに「疑惑」という文言を用いることにより、本件番組が遺骨混入の疑惑を提示するものであることを示している。さらに、本件番組の冒頭で、「この中に、フィリピン人の遺骨が大量に含まれているという疑惑が持ち上がっている」というナレーションをすることにより、本件番組が遺骨混入の疑惑があることを示す内容であることを明らかにしている。

加えて、本件番組は、番組冒頭で日本政府が行う戦没者の遺骨収集事業について、フィリピンで収集された日本兵のものとされる遺骨の中にフィリピン人の遺骨が大量に含まれているという疑惑が持ち上がっている事実を提示したうえで、上記疑惑を裏付けるアバタン村男性の発言、アバタン村村長の発言及び原告が収集した遺骨の鑑定を行っているフィルメ氏の発言を取り上げながら原告の遺骨収集方式の問題点を述べた後、倉田氏に対して反対取材を行い、この

点に関する倉田氏の発言を取り上げ、また、遺骨収集事業の委託元である厚生労働省の担当者の国の責務に関わる発言を取り上げることにより、遺骨の混入の疑惑について中立的に検証するという構成になっている(乙1)。このように、本件番組において、被告は一貫して遺骨混入の疑惑を検証するという態度を取っており、フィリピン人の遺骨混入の事実を断定することは一切していない。

よって、一般視聴者の普通の注意と視聴の仕方を基準として、本件番組の内容を総合的に判断すると、本件番組は、原告が収集する遺骨の中にフィリピン人の遺骨が混入していると断定したものでなく、その疑いがあることを摘示したものである。

(鎌田の独白は動機や心情を吐露したものであること)

この点、原告は、鎌田が本件番組の後半部分で、

「フィリピン人の遺骨が日本兵のものとして送還されているという疑惑。もはやそれは疑いようのない事実であると私には思えました」

と述べている箇所のみをもって、本件番組全体が遺骨の混入を断定したかのよう主張するが、準備書面1で詳細に述べたとおり、上記は鎌田がこれから原告事務局長の倉田氏にインタビューするにあたり、キャスターとしていかなる所見をもって臨み、倉田氏に迫っていくかという動機や心情を吐露したものである。

この点について、原告は、独白シーン時点ではまだ鎌田がどこに向かうのかが視聴者に知らされていないから、一般視聴者はインタビュー前の動機や心情とは理解できないと主張するが、一般視聴者の視聴の方法を無視した説得性のない主張である。視聴者は、番組中の各部分を独立して判断するのではなく、その前後の映像、音声及び文字情報を総合して判断するのが通常である。本件番組では、上記独白の直後に、鎌田による「私たちが向かったのは東京日本橋にある空援隊の本部。」というナレーションが流れ、その後鎌田及び内山による

倉田氏のインタビューが始まる。これら一連の番組の流れを総合すれば、上記独白が鎌田のインタビューにあたっての動機や心情を吐露したものであると判断されることは明らかである。

また、原告は、鎌田の上記独白は、取材の結論付けとしての見解を述べているものであると判断されると主張するが、理由のない主張である。上記独白の後には倉田氏及び厚生労働省担当者へのインタビューシーンが流れるところ（乙1・10頁～13頁）、被告は、遺骨混入の疑惑を否定する倉田氏らへの取材結果を放送することにより、遺骨混入の疑惑を引き続き検証しているのであるから、本件番組の視聴者が上記独白をもって取材の結論付けであると判断するということはない。実際に、その後続く倉田氏へのインタビュー中において、鎌田は

「空援隊の収集事業の中に混じっているのか、つまりそういう疑惑が今、それについて・・・」（乙1・10頁）

「仮に・・・混じった物が日本に行くことになると・・・」（同・11頁）と発言していることから、鎌田が疑惑であることを前提にしてインタビューを行っていることが窺われる。

なお、原告は、原告第2準備書面29頁において、『「フィリピン人の遺骨が、日本兵のものとして大量に送還されている事実は、疑いようのない事実である」（鎌田ナレーション）について」と記載しているが、鎌田の独白は上記のとおり「フィリピン人の遺骨が日本兵のものとして送還されているという疑惑。もはやそれは疑いようのない事実である」と私には思えました」であって、「大量に」などという言葉は用いていない。

2 疑惑報道の意義と事実の摘示について

フィリピンで収集された日本兵のものとする遺骨の中にフィリピン人の

遺骨が大量に含まれているという疑惑を被告が番組で報じることに關しては、それが眞実か否かということはもちろんのこと、果たして本当にそのような疑惑が存在しているかどうかを知りたいということも、視聴者の重大な関心事である。

すなわち、戦没者の遺骨収集事業は厚生労働省が戦没者慰霊のために行う事業であり、原告による遺骨収集は厚生労働省からの委託により行われたものである。すなわち、公共性の高い事業である。

この事業により海外などから持ち帰られた戦没者の遺骨のうち、遺族に引き渡すことのできない遺骨は東京都千代田区内にある「千鳥ヶ淵戦没者墓苑」に納骨され、一般の参拝者に公開されている。また、厚生労働省主催により毎年5月下旬に、この墓苑に納められている遺骨に対して「千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式」が挙行されている。もし、納骨される遺骨の中に、フィリピン人の遺骨が混入している可能性があるということになれば、混入していることが確実でないとしても、不快に感じる参拝者・拝礼者が少なくないはずである。したがって、そのような可能性が排除できない限り、納骨をすべきではないという見解も当然ありうるところである。実際、フィリピンで収集された日本兵の遺骨は毎年5月に千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納骨される所、平成23年度は、上記の疑惑が生じたため、フィリピンにおいて収集された遺骨は1体も納骨されなかった(乙15)。

また、遺骨収集事業により持ち帰られる遺骨の中にフィリピン人の遺骨が混入している可能性があるのであれば、そのこと自体で、フィリピン人の宗教的な感情等を害する可能性がある。

さらには、遺骨収集事業により持ち帰られる遺骨の中にフィリピン人の遺骨が混入しているならば、我が国にとってもフィリピン国にとっても、取り返しのつかない一大事である。その可能性があるのであれば、問題の拡大を防ぐためにただちに遺骨収集事業を中断し、混入の可能性について調査をしなければ

ならないという見解も当然ありうる場所である。実際、厚生労働省は、フィリピンにおいて収集した遺骨の中にフィリピン人の遺骨が混入しているのではないかという疑惑が報じられたことを受けて、フィリピンでの遺骨収集事業の一時中断を決定し、混入の有無を検証すべく現在調査を行っている（乙15・16）。また、フィリピン政府も同様の調査を行っている。

以上のとおり、フィリピンで収集された日本兵のものとされる遺骨の中にフィリピン人の遺骨が大畧に含まれているという疑惑を被告が番組で報じることに関しては、それが真実か否かということはもちろんのこと、果たして本当にそのような疑惑が存在しているかどうかを知りたいということも、視聴者の重大な関心事である。したがって、このような疑惑の存在を報道することは、報道機関である被告の責務である。この点からも、本件番組は、原告が収集する遺骨の中にフィリピン人の遺骨が混入していると断定したものでなく、その疑いがあることを摘示したものであると見るべきものである。

第2 被告が本件番組において報道した事実は真実性を有する

準備書面1第3の1（6頁以下）において詳細に述べたとおり、被告が本件番組において報道した事实在真実性を有することは明らかである。以下、真実性の根拠について補足するとともに、原告第2準備書面第1の2に対して反論する。

1 倉田氏はフィリピン人の遺骨の混入を認めている

（1）本件番組内での発言

準備書面1第3の1（1）アで述べたとおり、倉田氏は、被告のインタビュー

一取材に対して、

「そうですね。確かにフィリピンの人たちに対する配慮というのは、そういう面から見ればかなり低いかもしれません。ただそれを気にしてしまうと、もう遺骨収集は出来ませんよ。はい。実際問題として。今、仮に我々がこうやってNHKさんにも叱られるし、もうやめましようと言って止めたなら、来年から、フィリピンから遺骨帰ってこないですよ。」(以下「第1発言」という。)

「はい。そこは確信犯です。」(以下「第2発言」という。)

と発言し、原告の収集する遺骨にフィリピン人の骨が混入している可能性を認めたとうえで、フィリピン人への配慮が足りないことを自認している。

この点につき、原告は、倉田氏の第1発言は「混入の可能性が0%ではないことを受け止めた上で、逆に、可能性を0%にすることにこだわると、旧日本兵の遺骨は日本に帰還できなくなる」という趣旨のものであるから、倉田氏は遺骨混入を容認していないと再度主張するが、「混入の可能性が0%ではない」ことを認めたということは、要するに原告の収集する遺骨にフィリピン人の骨が混入している可能性を認めたということである。

また、原告は、倉田氏の第2発言についても、新体制への批判に関する発言であり遺骨混入を容認したものではないと弁解するが、強弁である。第2発言に至るまでのやり取りの中で、倉田氏は、

「だからどこまでを(被告代理人注:どの程度の骨の混入を)容認してどこで線引くのかって言うところだけの問題だと思いますから・・・ただその方法論を今変えようとは思わないです」(乙2・18頁右段上から4段目)

「当然(被告代理人注:骨の混入の可能性を)わかってやっています。」(乙2・18頁右段上から6段目)

「(被告代理人注:宣誓供述書の)証言が嘘をベースに出てくるだろうと

いうのも予想しています。」(乙2・18頁右段上から10段目)

「いちいちこちらから(被告代理人注:嘘かどうかを)確認しに行こうとは思わないです。」(乙2・19頁左段上から1段目)

と発言しており、要するに収集された遺骨に日本兵の遺骨以外のものが混入する可能性があることを認識したうえで、現在の遺骨収集方式を改めるつもりはないと述べているのである。そのような文脈の中で、倉田氏が「原告の新体制に対する批判が持ち上がってくることについて確信犯である」などという唐突な発言をするはずがない。前後の文脈から合理的に解釈すると、倉田氏の第2発言は、骨が混入することについて確信犯であるという趣旨であり、フィリピン人の骨が混入していることを認めるものにほかならない。

以上のとおり、原告はフィリピン人の骨の混入の可能性を認識しながら遺骨収集を続けていたのであるから、そのことを「容認している」と表現したとしても、そのことはまったくおかしくないものである。

(2) 産経新聞インタビューでの発言

また、準備書面1・第3の1(1)イで述べたとおり、倉田氏は、産経新聞に掲載されたインタビューにおいて、

「結果として『まったくフィリピン人の骨が混じっていないのか?』と問われれば否定はできない。現状で完璧を求めるのは無理だ。むしろ、それを恐れて大多数の日本兵の遺骨が帰らなくてもいいのか?と問いかけたい」

と発言しており、この発言は、原告が収集した遺骨の中にフィリピン人の骨が混入していることを端的に認めるものである。

この点につき、原告は、上記発言は「日本の遺骨収集の実情を述べただけ」と反論するが、「結果として『まったくフィリピン人の骨が混じっていないの

か?』と問われれば否定はできない」という倉田氏の発言は、「日本の遺骨収集の実情」などという一般論を述べるものではなく、原告の収集する遺骨にフィリピン人の骨が混入していることを明確に認めるものであるから、原告の上記反論は当たらない。

2 原告が遺骨判別の根拠とする宣誓供述書はずさんに作成されている

準備書面1第3の1(2)で詳細に述べたとおり、遺骨発見者以外の者が、遺骨の発見場所・状況や日本人の遺骨であると考えられる理由を遺骨発見者に確認することなく宣誓供述書を作成しており、また、宣誓供述書には、遺骨の発見場所・状況や日本人の遺骨であることの根拠に関する記載がほとんど見受けられないなど、宣誓供述書はずさんに作成されていることは明らかである。原告事務局長の倉田氏も、平成22年11月5日に厚生労働省記者クラブにおいて行われた記者会見において、宣誓供述書についてより細かいディテールについても記載すべきことや、宣誓供述書に公的な人物が署名すべきことなど、いくつもの問題点があり改善の必要があることを自ら認めている(乙17・16頁)。

この点、遺骨をどこで発見したのかは、遺骨が日本兵のものであるかどうかを判断するにあたっての重要な要素であるから、宣誓供述書を日本兵の遺骨であることの根拠とするのであれば、宣誓供述書上で、後から検証できる程度に発見場所を特定しておくことが必要となる。ところが、準備書面1第3の1(2)イで述べたとおり、原告が採用した宣誓供述書には極めてあいまいな場所しか記載されておらず、最低限の場所の特定すらなされていないと言わざるをえない。原告は、フィリピンにおいて地図というものが一般に存在しないからこれ以上詳細な表記ができないなどと反論するが、現地で言われている地名や場所の呼び名で特定することや、目印となる地点からの位置関係、手書きの図面等

で特定することも可能であるし、例えばモンゴルにおいて遺骨収集を行う場合は、地図が十分に整備されていないため、GPS情報により発見場所を特定しているのであって、地図が十分に整備されていない地域であっても発見場所を特定することは可能である。

また、遺骨発見者が日本兵の遺骨であると考えた理由も、遺骨が日本兵のものであるかどうかを判断するにあたっての重要な要素であるから、宣誓供述書上で、その理由を明確に記載しておくことが必要となる。ところが、準備書面1第3の1(2)イで述べたとおり、原告が採用した宣誓供述書には、理由が何も記載されていないか、記載されているとしても、60年以上も前の記憶や先祖からの言い伝えなど信憑性の乏しい理由しか記載されていない。このような不十分な理由をもって、発見された遺骨が日本兵のものであることの根拠となり得るとは到底考えられない。

さらには、日本国政府とフィリピン国政府間において策定された、フィリピン国内における日本兵の遺骨収集のルールを定めたガイドライン（以下「ガイドライン」という。）（乙18-1・2）では、遺骨収集事業において日本兵の遺体を発掘、収容する際には、常にフィリピン国立博物館代理人を同行させることとなっている。しかし、遺骨の発掘の多くは、同博物館代理人の立ち会いもなく行われているから（乙19）、当然、宣誓供述書も同博物館代理人の関与なく作成されている。このようなやり方は、ガイドラインに反していることが明らかであり、この点からも宣誓供述書はずさんと言わざるを得ない。

準備書面1第3の1(3)で述べたとおり、原告が収集した遺骨が日本人の骨かどうかという点に関する専門家による鑑定（原告が言うところの「蓋然性の鑑定」）は全く機能していないので、事実上、日本兵の遺骨であることの根拠は宣誓供述書のみである。しかしながら、上記のようにずさんに作成された宣誓供述書のみをもって、収集された遺骨が日本兵のものであることの根拠となり得ないのは明らかである。原告自身も、原告第2準備書面11頁で「被告が

主張するように、宣誓供述書だけを以てそれが旧日本兵のものであると断定は出来ないのかもしれないが」といって、宣誓供述書の不十分さを認めている。したがって、原告が収集した日本兵の遺骨の中にフィリピン人の骨が混入していることが強く疑われる。

3 原告が収集した遺骨が日本人の骨かどうかという点に関する専門家による鑑定が全く行われていない

準備書面1第3の1(3)で述べたとおり、フィルム氏が本件番組のインタビューで、

「私は、『これが日本人の骨だ』と言った事はありません」

「人間の骨を肉眼で見てもどこの国の人間か分かるはずがありません。」

「無理です。無理。」

「鑑定はしていません」

「全ては宣誓供述書が根拠です」

と証言していることから明らかなとおり(乙1・8～9頁)、フィルム氏は遺骨が日本人のものであるかどうかの判断(すなわち鑑定)を行っていない。

原告は、フィルム氏は「旧日本兵であることの蓋然性を確認する作業」(原告が定義するところの『蓋然性の鑑定』)を行っているとは主張するが、上記のとおり、フィルム氏は「私は、『これが日本人の骨だ』と言った事はありません」「全ては宣誓供述書が根拠です」といって、日本兵の遺骨であるかどうかという点に関する判断を行っていないことを明言している。つまり、フィルム氏は「科学的鑑定」はもちろんのこと、「蓋然性の鑑定」すら行っていないのであるから、原告の上記主張は誤りである。

(原告の遺骨収集の方針について)

なお、原告は、フィルム氏「旧日本兵であることの蓋然性を確認する作業」(原告が定義するところの『蓋然性の鑑定』)を行っていることを主張しているが、この主張には、遺骨収集に関する原告の方針が表れている。すなわち、原告は、遺骨について「旧日本兵であることの蓋然性」があれば収集するというのであって、「旧日本兵であることの確実性」を求めてはいないのである。しかしながら、前述第1の2記載のとおり、それらの遺骨が納骨され、第二次世界大戦における戦没者として参拝・拝礼の対象となることやフィリピン人の宗教的な感情を考慮すれば、多少ならフィリピン人の遺骨が混じってもよいということは、常識で考えてないはずである。

4 遺骨収集数と戦没者数との相違

準備書面1第3の1(4)で述べたとおり、日本政府が戦史や生還者の証言をもとにまとめた資料によると、ミンドロ島における戦没者は438人と推定されているにもかかわらず(乙7)、平成21年度の遺骨収集数1366体であり(乙1・4頁)、遺骨収集数と日本政府が記録上把握している戦没者数とが大きく相違している。

「山ゆかば草むす屍」(乙7)に収録された「比島方面地点別遺骨収集概況表」に記載されているミンドロ島における戦没者数は、厚生省引揚援護局の作成した記録をもとにしており(乙20)、当時の日本政府の公的記録と言える数である。この点に関し、原告は、アメリカの公文書館に残されている記録数と上記戦没者数とはかなり相違があると主張するが(14頁)、文書の名称や記録数は何ら明らかにされておらず、到底反証とはなりえない。

また、付近の島々の日本兵がミンドロ島に流入したり、沈没船に乗っていた日本兵がミンドロ島に上陸したとしても、それによって戦没者数が3倍近くになることはあり得ない(乙20)。また、すでに戦後60年以上が経過しており、

多くの遺骨が風化していると考えられるから、この点からも上記遺骨収集数は説明がつかない。

よって、原告の主張は乙7記載の戦没者数を覆すに足りるものではなく、ミンドロ島で収集された遺骨の大半が日本兵のものではないことが推測される。

なお、ミンドロ島に存するオリエンタルミンドロ州では、先住民族の埋葬地から大量の遺骨が盗まれる事件が起こっている（乙8、9）。

5 フィリピン人が、日本人の遺骨と偽って、盗んだフィリピン人の骨を原告に提供したことを強く窺わせる事例が、フィリピン国内で多数発生している

準備書面1第3の1(5)で述べたとおり、フィリピン人が、日本人の遺骨と偽って、盗んだフィリピン人の骨を原告に提供したことを強く窺わせる事例が、フィリピン国内で多数発生しており、これらの事実からは、原告が収集した日本兵の遺骨の中にフィリピン人の骨が混入していることが強く疑われるものである。

(1) 盗まれたフィリピン人の骨が日本人の骨として原告に提供されていることに関する公的文書

ア NICPオリエンタルミンドロ州支部法務官による書簡

NICPオリエンタルミンドロ州支部法務官からフィリピン国立博物館文化財局長への書簡(乙8)及びオリエンタルミンドロ州支部法務官からNICP第4地方区支部パング市担当官への書簡(乙9)には、遺骨発見に対して金銭的な報酬があるために、先住民が金銭目的で祖先等の遺骨を盗んで原告に提供しており、原告が収集する遺骨はもはや日本人のものではないと

記載されている。これらはいずれもフィリピンの政府機関に所属する公務員が職務上作成した公的文書であるから、その性質上信用性が極めて高いものである。そして、バカニ弁護士は、複数の地域住民からの訴えをもとにこれらの文書を作成しており、内容の真実性についても十分担保されている。

なお、フィリピン国立博物館は、乙8の書簡に対する返信の書簡（乙21-1・2）の中で、原告の行う遺骨収集がガイドライン（乙18-1・2）に違反する可能性があることを示唆したうえで、本件を日本大使館に直ちに報告することを約しており、フィリピン国立博物館も原告の遺骨収集を問題視していることが窺える。

加えて、NICPオリエンタルミンドロ州支部法務官ランディ・S・バカニ弁護士は、日本大使館にも遺骨収集事業に関して対応を求める旨の書簡を送っている（乙22-1・2）。上記書簡には、乙8の書簡と同様に、オリエンタルミンドロ州のマンサライ・ブララカオにおいて遺骨を盗もうとした先住民らが逮捕されたこと、原告が1袋（6人分）の遺骨を6000ペソで購入するなど、遺骨発見に対して金銭的な報酬があるために、先住民が金銭目的で、フィリピン人の遺骨を盗んで原告に提供しており、原告が収集する遺骨はもはや日本人のものではないこと等が記載されている。

イ ワンワン村バランガイ長及び評議員による書簡

また、ワンワン村のバランガイ長及び評議員から日本大使館に宛てた書簡（乙10）には、ワンワン村周辺地域において、ある団体が、日本人の遺骨を直接購入しているため、ワンワン村の住民が売るための遺骨を探し、村人の骨を売るという行為に及んでいると推測される旨が記載されている。

原告は、本書簡は訴外亀井氏が書かせたものであり、バランガイ評議会の決議を経ていないなどと主張するが（15頁）、荒唐無稽な主張である。本

書簡にはワンワン村の評議員らの署名が明確に記されており(乙10下部参照)、本書簡の内容がバランガイの評議会に提出されたものでないことを認識しているにもかかわらず評議員らが署名をすることはあり得ないから、本書簡の内容がバランガイの評議会の議論を経たものであることは明白である。

なお、評議員のうち一部の者が、宣誓供述書において、上記書簡における評議員の4つの署名が偽造されていると述べているようであるが、誰の署名が偽造されているかも明らかにされていない上、偽造であることの根拠が全く述べられていないから、上記宣誓供述書に何ら信用性はない。

(2) 先住民族の陳述

平成23年2月23日に、フィリピンのマンギャン族とイフガオ族の指導者が日本大使館を訪れ、2008年以降両部族の何百もの遺骨が、原告から報酬を得た略奪者に発掘されて日本に運ばれたこと、1体当たり500ペソが支払われたことを述べている(乙23、乙24-1・2)。

なお、マンギャン族はミンドロ島に居住する先住民族であり、イフガオ族はルソン島に居住する先住民族である。

(3) 複数のメディアによる、フィリピン人が原告に骨を売却しているという内容の記事

被告は、原告に骨を売却した複数のフィリピン人に直接取材し、日本兵のものかわからない骨を原告に売却した旨の証言を得たため、この点の確信を得て、本件番組を放送したものである。被告としては取材源を秘匿する必要があるため、これらの者の証言自体を証拠提出するつもりはないが、他のメ

ディアもそれぞれの取材に基づき同様の趣旨の報道をしている。

ア 日本国内のメディアによる報道

週刊文春記事（乙11）及び読売新聞記事（乙12）には、いずれもフィリピンにおける遺骨収集事業に関して、フィリピン人が原告に骨を売却しているという内容が記載されている。これらの記事も、本件番組と同様に、原告が収集した日本兵の遺骨の中にフィリピン人の骨が混入していることの疑いを報じるものである。なお、被告は本件番組作成にあたり独自に取材を行ったのであり、週刊文春記事の「後追い取材」などではない。また、読売新聞社は記事（乙12）の作成にあたり独自に取材を行ったのだから、本件番組を見た後の取材かどうかは上記記事の真実性に何ら影響を与えるものではない。

加えて、朝日新聞も、日本のNPO法人（被告代理人注：厚生労働省がフィリピンで遺骨収集を当時委託しているNPOは原告以外にない。）が日本兵の遺骨を買い取っているため、遺骨を売るためにフィリピンで遺骨の盗難が発生していること、フィリピン国立博物館が遺骨の盗難を問題視しミンドロ島での遺骨収集を中止すべきであると日本大使館に伝えたこと等を内容とする記事を、2010年10月2日付新聞37頁に掲載している（乙25）。同記事も、本件番組と同様に、原告が収集した日本兵の遺骨の中にフィリピン人の骨が混入していることの疑いを報じるものである。

イ フィリピン現地のメディアによる報道

フィリピンで発行されている日刊邦字紙である「日刊マニラ新聞」にも、フィリピン国内で多数の遺骨盗難事件が発生していること及び遺骨盗難事件

と日本の遺骨収集事業との関連が疑われていることに関する記事が多数掲載されている(乙26-1~15)。これらの記事も、原告が収集した日本兵の遺骨の中にフィリピン人の骨が混入していることを窺わせるものである。

6 専門家も骨の混入の疑いを指摘している

準備書面1第3の1(6)で述べたとおり、骨の鑑定を専門とする東京歯科大学の橋本正次教授は、原告が収集した遺骨の映像を分析して、原告が収集した遺骨の中には、女性の骨の特徴である眉間に隆起がないものや、老人の骨の特徴である脊椎骨がつながった状態のものが混在していると指摘している(乙13)。原告は、日本人であることの蓋然性があれば女性や老人の骨も収集していると主張するが(16頁)、ガイドラインでは、日本兵以外の遺骨を持ち帰ることは想定されていないから、あり得ない主張である。また、仮に原告がガイドラインに違反して女性や老人の骨をも収集しているとしても、橋本教授が指摘した女性や老人と思われる骨が日本人のものであることの証拠は全くないから、やはり原告の収集した遺骨の中にフィリピン人の遺骨が混入している疑いが残ると言えるものである。

7 厚生労働省がフィリピンの遺骨帰還事業について、フィリピン人の遺骨の混入の有無を検証するために調査等を行っている

第1の2において述べたとおり、厚生労働省は、本件番組をはじめとして各種メディアによりフィリピンにおいて収集した遺骨の中にフィリピン人の遺骨が混入しているのではないかという疑惑が報じられたことを受けて、混入の有無を検証すべく現在調査を行っている。厚生労働省は、上記調査のために遺骨収集事業の一時中断を決定し、原告の活動も現在休止中である。これは、原告

の行う遺骨収集活動の適正さについて強い疑いが生じていることを示すものである。

また、フィリピンで収集された日本兵の遺骨は毎年5月に千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納骨されるところ、平成23年度は、フィリピンにおいて収集された遺骨は1体も納骨されなかった。これも、上記調査と同様、原告の行う遺骨収集活動の適正さについて強い疑いが生じていることを示すものである。

第3 まとめ

上記で述べたことから明らかなとおり、被告が本件番組で報道した「原告がフィリピンで収集した日本人兵士の遺骨の中にフィリピン人の遺骨が混入している疑い」があることは紛れもない真実である。

また、仮に、被告が「原告がフィリピンで収集した日本人兵士の遺骨の中にフィリピン人の遺骨が混入している」ことを摘示したと判断される場合であっても、真実と認められるか、少なくとも真実と認めるに足りる相当の理由があったと言えるものである。

よって、本件番組について不法行為は成立しないから、原告の請求は速やかに棄却されるべきである。

以上